

特別企画

古くて新しい問題

「妻や恋人への暴力」

妻や恋人への暴力は、犯罪です

財団法人・女性のためのアジア平和国民基金

(アジア女性基金) は、今年度の女性尊厳事業の柱として

ドメスティック・バイオレンス(DV)に焦点をあて

ポスターやビデオ、小冊子による啓発や、セミナーの開催を

通じて、DVについて社会の意識啓発を行ってきました

すでに各地の女性センターを始め

公的機関やNPO・NGOで、啓発活動や

セミナーの開催などがさまざまに取り組まれておりますが

被害を受けた方をどう支援するか

ぜひとも、ご一緒に考えてみませんか

インテリが危ない？

有馬 ドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)を直訳すると家庭内暴力になりますが、夫やパートナーから女性への暴力ということです。

林 家庭内・夫婦間暴力と言うと、事実婚や同性愛のカップルを排除するので原語がよいというのが女性運動の意識だと思います。

有馬 「誰に食わせてもらっていると思ってるんだ」「文句を言うのだったら俺と同じだけ給料をもらってからにしろ」「お前なんか社会に出たら何もできないくせに」などの言葉の暴力も含まれます。この精神的暴力は自尊心を傷つけ、自分の足で生きていこうという気持ちや自信を奪ってしまう。

斎藤 一方で性別役割分業をとっていて「誰が食わせているんだ」と言うのは論理破綻ですよね。悲惨な事例よりも、日常的な言葉の暴力のようなもののほうに注意すべきです。

樋口 それと、仕事を持つ人を含めて多くの女性には「結婚なんてこんなものだ」という刷り込みがある気がします。

有馬 非常にインテリの男性でも、暴力をふるっていますね。斎藤 教師・医師・僧侶あたりが危ない。被害者は美容師・教師・看護婦などの資格を持って自活できる人がパートナーの男性から嫉妬され暴力を受けやすい。必ずしも弱々しい女性が行われるわけではないのです。

樋口 殴る男の心理の底に何かあるんですか。斎藤 「僕ちゃんの言うことをわかって」という退行ですね。子ども返りしているわけだから、パートナーの女性が自分の

●古くて新しい問題

「妻や恋人への暴力」

座談会

DV問題に 社会はどう取り組むか

行政は、妻や恋人への暴力という問題に対して、ようやく実態調査や条例制定を進めようとしている。だが、社会全体の支えがない限り、被害者から、孤立感や不安をぬぐいさることはできない。



齋藤 学

精神科医・家族療法研究所代表



林 陽子

弁護士・自由人権協会理事



樋口 恵子

東京家政大学教授・
東京都女性問題協議会会長



有馬 真喜子 (司会)

横浜市女性協会理事長・
アジア女性基金理事

真意を理解してくれないという不満から始まります。「男はこういうものだ」という昔流の男性意識が強すぎる男が多い。また、いつも我慢して感情を抑えている人のほうが危ない。結局いつかは感情を爆発させちゃうのですから。そうして暴力をふるった後に「もう暴力はふるいません」なんて証文まで書いてたりする。しかしまた鬱憤を蓄積し、次なる暴力にいたる。この繰り返しが起こっているのです。

林 心理面のほかに社会構造の視点も重要です。DVの根本に、男女間の経済力の格差があることは間違いありません。暴力をふるわれても家にとどまらざるをえない理由は、お金がない、行き場所がないという事情が非常に大きいのです。

樋口 家制度とか家意識が、夫の暴力を容認しているところがあると思います。たとえば、舅・姑がどこかで息子の

嫁に対する暴力を認めてしまっているケースがあるのです。

“修羅場”に直面する援助者たち

有馬 九五年の国連統計によれば、被害者を保護する施設であるシェルターの数がアメリカの一四〇〇に対し、日本は五つでしたから非常に遅れていたと言って差し支えない。しかし、ここ数年でかなり状況が変わり、昨年、男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」という答申を出しました。民間では、八〇年のNGOフォーラムに、すでに女性に対する暴力のワークショップがありました。民間の取り組みのほうが多く、具体的な対応もしてきたのです。

それでは、東京都と関わっている樋口さんからどうぞ。

樋口 東京都は、行政として九六年に初めて「女性に対する

暴力検討委員会」を設けました。実は、七五年の「行動を起こす女たちの会」の要望で、売春防止法の婦人相談所を「婦人相談センター」（のちに女性相談センターと改称）として、暴力から逃げてくる人のシェルターの役割に拡大した。そういう蓄積があつて、自治体初の調査に取り組みました。それによれば「一、二度殴られた」ことを含めれば三割が被害者で、また一％が殴られてすぐに立ち上がれないほどの暴力を何度も受けている。また、国も答申を受けて調査に取り組むことになっていきます。また、都では昨年「男女平等参画の推進に関する条例の基本的考え方について」という報告を出し、それを受けた条例案の骨子に「性別による権利侵害の禁止」があつて「家庭内等における暴力（身体的、精神的に苦痛をもたらす行為）を行つてはならない」という文言を入れるところまできています。

有馬 では、そういう行政の実態を、被害者を支援する立場で見ているお二人から、現場の問題を指摘してもらいましょう。

斎藤 私には目の前の被害者を逃がす使命があります。九五年からこの問題の臨床にあたっていますが、当時はこうした精神科医がいなかったため、全国から被害者がやってきた。これでは九時〜五時のお役所仕事では対応し難い。いまの私は被害者から事情を聞きとって診断書を作り、刑事や調査官に宛てて送っています。情けないことに被害者が頼った弁護

士自身がDVの悲惨さを理解できないので彼らにも送る。診断書の作成は被害者を鑑定する前段階でして、このように被害者と関わっていると、客観的な鑑定者にはなれません。また、これまでは法律家との連携がお互いに不十分でした。いまは会合を月に一度くらい開いています。

現場で見ていると、いちばんの問題は加害者です。「妻が勝手に精神錯乱を起こして出て行った」と言う。それを「精神病ではなく、殴らなければこういうことは起こらない」と説得することは難しい。それが私の仕事だと思っています。林 私も一〇年ほどシェルターでアドバイザーとして働きました。まず政府の認識についてですが、少しずつ変わってきているとはいえ、国連の女性差別撤廃委員会に提出した文書を見ると「夫は妻を殴れば傷害罪にあたります。的確に法律を運用しています」というだけで片付けている。DV禁止法は約一八カ国で成立し、DV特有の問題を取りあげています。日本にはまだありません。

各国のDV禁止法にあつて日本に欠ける点を挙げると、第一に裁判所が保護命令を出せる。たとえ家が夫の所有名義でも、被害者である妻が夫を家から排除できる。第二に、警察官に逮捕を義務づけている。裁判所の保護命令では、「妻の家に接近してはいけない」などの決定が出ますが、それを破った加害者は必ず警察官が逮捕する。日本は加害者が第三者であれば逮捕というケースでも、夫婦間では警察がおよび腰に

なってしまう。第三に、通報義務を第三者に課している。気づいた人が警察に通報しなくてはならない。加害者と被害者は支配・服従関係にあつて、被害者が警察に行くことは期待できないから、被害が潜在化することが多いのです。

斎藤 いまお話に出た警察などの関係者の教育も必要ですね。有馬 警察官・婦人相談所・児童相談所などさまざまな職種の援助者のトレーニングを行っているところもあります。そうした援助者でもメンタルな面での知識が足りない場合が多く、また、相談窓口の人だけが一生懸命で周囲が理解してくれないという孤立感が高まっていることも見逃せません。研修さえ、なかなか職場では受けさせてもらえず、年休をとって参加しているようです。特に婦人相談所の方たちは、囑託という身分もあつて大変です。そのような研修は、組織の中に組みこまれたら援助者も行きやすい。人権研修はかなり整備されているので、そこに組みこむのも手でしょう。

斎藤 基準の法律がないと、訓練も進まないと思います。

林 確かに研修を受ける義務も、受けさせる義務もいまの法律にはない。国と自治体が警察や医療関係者などに対して必要な研修を行う根拠法令が必要で、これが実現すれば、現場の援助者もトレーニングに参加しやすくなるでしょう。弁護士も遅れています。第二東京弁護士会では、過去の判例で司法が女性に偏見を持ってきたのではないかと考え「ジェンダー・バイアス」と題するテキストを発行するなど、新し

い動きがあります。

渴望される支援のネットワー作り

有馬 東京都の条例案は、被害者支援に触れていますか。

樋口 条例案では触れてませんが、報告（女性問題協議会）では繰り返し提言しています。また、被害者の支援にとつて重要な補助金は、一時は訴訟費用の援助があつたのですが、今年度の予算で削られました。さらに婦人相談所、女性相談所への補助金も減つた。財源のきびしい中ですが、国の基本姿勢が法律として明確になれば、自治体もお金を出しやすと思うので、まず法律を作つてほしいと思います。

有馬 シェルターは行政が責任を負うべきでしょうか。

林 ささまざまなシェルターがあつていいのではないかと思います。現実的には売春防止法上の婦人相談所を、売春に「転落」するかもしれない女性を保護する場所ということではなく、暴力被害者全般に広げていけばいいでしょう。

樋口 被害者は遠くへ逃げたいので、どうしても行政単位で見れば広域的に動きますね。ところが自治体単位の婦人相談所ではよその自治体へ委託しにくいという問題もあります。

有馬 民間では、よそへ委託していますね。私はシェルターは民間がいいと考えています。民間なら、たとえば不法滞在者や医療の問題にも融通がきく。公は民間を支援すればいい。林 婦人相談所だけでは不十分だという議論はわかりませんが、

新しいものを全国一斉に作ることは現実性がない。やはり箱ものとしては婦人相談所を使うしかないと思うんです。

斎藤 しかし被害者保護の見地から言うと、県立の婦人センターなどでは危ないと言わざるをえない。なぜなら面子を失った男は危険で、殺人さえ犯す。被害者を保護する人もやられちゃう。私も加害者に誘拐されそうになった経験がある。

この危険な事態を一人の女性が怯えながら逃げています。樋口 私は警察署の二階に宿舎を作るといいと思います。

斎藤 警察も駄目ですよ。通報しても被害者の救助に合わない。それよりも効果的なのは、被害の経験を持つ人たちが同じ被害者をかきまわす部屋を提供する運動などに助成金を出すことです。それはシェルターというよりセーフルームだね。警察には被害者保護のためにいちばん動いてほしい。

林 「女性と子どもを守る警察」という通達が出ましたね。また、警察の中でも女性の人材が少しずつ増えてきました。

有馬 駆け込む前に、事が起こった時に通報する場があることも大切ですね。女性センターはその役割を担えると思う。

斎藤 公的な窓口があると助かりますね。また、被害者保護について補足すると、彼女たちが告訴できるように司法の環境を整備し、弁護士を一〇倍くらい増やすことも重要です。

忘れてはならない心のケア

樋口 被害者のトラウマは、重い場合もありますでしょうね。

斎藤 DVは日常の暴力であるがゆえに、本物の鬱病が多い。また、脱毛や排尿障害などのさまざまな身体表現性障害を考えると、まさに健康上の問題ですね。

林 たしかに、DV先進国のアメリカの状況を見ますと、DVは人権の問題であるという視点のほかに、健康の問題であるという観点が目立ちます。DVに関わる医療費は税金でまかなうので、この視点はとても重要です。そういう点で、DVは誰もが関係する問題という啓発が必要ですね。

斎藤 最後に付け加えますと、DVは児童虐待の問題と切り離しては考えられません。少女期に性虐待などを受けた女性には、成人してパートナーを選ぶ際も暴力をふるう危険な男を自ら選んでしまうという傾向がみられる。つまり、児童虐待を未然に防ぐことができれば、必然的にDVを減らすことができますとも言えるわけで、両者には因果関係が存在するのです。

有馬 スウェーデンのNPO（非営利民間組織）では、児童虐待を受けた子どもに対して一生を通じて支援しています。子どもたちは成長する過程で精神上的の悩みを抱えたときに、いつでもそのNPOを頼って自分を取り戻すことができるのです。

すると、被害者の援助体制で重要なのは、一つは制度面、もう一つは心のケアということで、ひとまずまとめたと思います。

●古くて
新しい問題
「妻や恋人への暴力」

行政のシステム改革が必要

北川正恭きたがわ まさやす
(三重県知事)



私がドメスティック・バイオレンス(DV)を認識したのはすぐに「キレル」子どもの存在がきっかけです。背景に、現代の家庭から朝食を共にするような温かみが失われ、挙げ句は児童虐待が行われ、さらに児童虐待をする母親は夫によるDVの被害者であるという連鎖を知ったのです。

このようなDVの問題について、私たち行政側はどのような対応をなすべきでしょうか。

事が家庭内に踏み込まざるを得ない問題ですので、法律的に暴力行為として捉えるべきか。官はどこまで立ち入るべきか。そもそも民の問題ではないか——こうした迷いのために対応は遅れました。

この官と民の関係について三重県では「協働(コラボレーション)」をキーワードに、取り組んできました。その結果、官囲み型ではなく、民のネットワークも存分に發揮して

頂きながら、教育・法曹関係者なども交えてDVに取り組みシステムができました。

さらにDVのような新しい課題に取り組むためには、未成熟社会を前提にしていた、これまでの行政の有り様も問われるべきです。

これからは、高齢化社会という成熟社会のライフスタイルを前提にすべきです。男女共同参画社会や、介護保険制度と並行して、行政が意識を変えてDVに取り組むことが、真に温かみのある社会をつくるためには必要です。

そこで、三重県では従来の行政の考え方や枠組みを見直し、組織などハード面だけでなく、職員の意識や行政運営の方法などソフト面の改革を含むシステム全体の構造改革を行っています。このように、システムティックに変革し、部分的につくろうと弥縫策を排して職員の意識を高めれば、行政がDVのような問題に取り組む環境が整うはずですよ。

また、地方に特有の問題もあります。地方は中央集権に馴らされているので、新しい問題に対しては、自らの理念を語ることは苦手とし、自分たちで解決しようと言うよりは、お国の考えや厚生省の予算をうかがうことばかりに気をつけがちです。既成の制度に則って作業をする能力は高いとはいえず、自分の頭で考え、自分の力で解決する決意こそ必要です。そのためには地方分権の機会を与えていない中央の意識も変えて頂きたい。

最後に、三重県の今後のDV対策についてですが、私どもは犯罪被害者支援連絡協議会を設けています。警察の参加をお願いすることも、被害者の危険を避けるために必要でしょう。また本年は、津市で男女共同参画推進の全国大会を催します。前述のようにDVは男女共同参画などの成熟社会の問題として、トータルに取り組もうと考えています。

●古くて

新しい問題

「妻や恋人への暴力」

〈ルポ〉

サポートの現場から

秩父啓子
ちちぶ けいこ

暴力にさらされる危険を負いながら、支援の方法を探る援助者たち
彼（彼女）らは現場で、今どんな問題に直面しているのだろうか

ドメスティック・バイオレンス（DV）や性犯罪といった「暴力」の被害を受けた女性の相談が増えている。日本では、現在、DVを専門にあつかう相談窓口はほとんど見あたらない。とほしい情報

報をてがかりに、福祉事務所、婦人相談所、婦人会館・女性センターなどの公的機関や、民間のシェルター（駆け込み所）やカウンセリング室などに相談を持ち込まれている。しかし、対応策は整っておらず、じかに女性たちの相談にあたる人々は多くの悩みを抱えている。

フェミニストカウンセリング奈良を主宰する朴才暎さんは、

「暴力は、だれがだれに対して行っても

暴力。暴力は犯罪なんだ、というクリアな線を引くことが大事だと思います。妻をいかに安全に逃がすかより、ほんとうは夫を逮捕するほうが先なのですが……」と、言う。

現在の法律でも、妻が被害届けを出し、夫を告訴すれば、暴行罪、傷害罪などの罪に問うことは可能である。しかし、多くの妻たちがすさまじい暴力の被害にあいながら、告訴に踏み切れずにいる。

そんななか、財団法人・女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）の招きで、対応策の進むカナダから、トラウマ・カウンセラーであるマギー・ジグラーさんがこの一月に来日。東京と

名古屋で、女性たちの相談にあたっている人々を対象としたスキルトレーニングが開かれた。このトレーニングは、アジア女性基金の女性尊厳事業の一環として毎年企画されているのだが、こうした援助者を対象としたトレーニングは、まれな機会とあって、ケースワーカーやカウンセラー、医療、司法関係者など多数が参加した。

援助者たちは、今どんな問題に直面しているのだろうか。

●福祉事務所の窓口から

さまざまな相談窓口のなかでも、福祉



秩父啓子氏
フリーライター。1956年
栃木県生まれ。お茶の水
女子大学文教育学部哲学
科卒業。社会哲学専攻。
雑誌「思想の科学」の編
集をへて、現在フリー。
家族やジェンダー関連の
図書を主に企画・編集。

事務所や婦人相談所の存在は、ますます重要になってきている。被害をのがれてどう生活を立て直すか、生活保護をはじめ母子生活支援施設など、現在の福祉制度を使って、具体的な対応が迫られる場所であるからだ。

ここで相談にあたるのは、婦人相談員である。婦人相談所や婦人相談員は、売春防止法に基づいて置かれているが、現在では、女性の相談ならなんでも受け付ける方向にある。また、婦人相談所の一時保護所も、地方によって差はあるが、被害女性のシェルターとして使われるようになってきた。

都内のある福祉事務所の婦人相談員の場合、多いときで一日に六〜七人の相談に応じているという。問い合わせ的な電

話相談も含めて、一カ月では、三〇〜四〇人を担当する。このうち、はじめから「夫からの暴力」の相談でやって来るのは約二割ほど。しかし、なかには「アパートを借りたいがお金がない」とか「子どもの転校手続きについて聞きたい」といった相談の背後に、暴力の問題が隠れていることもある。

隣近所に知られることや夫からの追跡を恐れて、他府県から相談にやってくる女性も多い。着の身着のまま家を出てきた女性が、終業間際に駆け込んで来た場合でも、ケガはないか、今夜泊まるあてはあるかなど、緊急性の高い要件からたずねていき、必要とあれば、病院やシェルターにつきそう。

逆に、警察や病院からの呼び出しを受

けることもある。警察に保護されたり、病院に担ぎ込まれた女性の相談にのるためだ。こうした外での仕事のために、週三日、半日以上は職場を留守にするという。

● 婦人相談員のジレンマ

暴力の被害を受けた女性は、怯えや心配で精神的に不安定になっていることも多い。婦人相談員は、そうした心理をよく理解して話をきいていくカウンセラー的な役割と同時に、状況を見定め、利用できる福祉制度をコーディネートする力量がいる。また、他の機関と連携してスムーズに仕事を進めていく、人的なネットワークも必要とされている。つまり、かなりの専門性と経験がいる仕事だ。

しかし、婦人相談員の多くは、一福祉事務所内に一人、しかもそのほとんどが非常勤で働く女性である（厚生省の調べによると、九七年四月一日現在、全国の婦人相談員六一三人のうち八二％が非常勤、

九八%が女性。

例に出した相談員は、常勤で一〇年以上のキャリアをもっているが、辞令一つで、常勤者が他の部署から異動になつてきたり、地方によっては、退職者がひき続き任務にあたることも多いという。

「行政サービスとしては、だれが申し出ても、だれが担当しても、同じサービスが提供されるのが本来の形だけれど、DVや女性の立場についての理解がまだ人によってまちまちなので、なかなかそうはならない」と先の相談員は言う。

DVについては、機関内ですら、十分な知識や合意が成り立っているとはいえない。

こうした状況から、「婦人相談員は、熱心に取り組めば取り組むほど組織から孤立しがちになる」「先輩の経験を受け継ぐことや後輩を指導し育てることがむずかしい」「専門性を要求される職であるにもかかわらず専門職としての認識が得られにくく、職業上のトレーニング体制も整わない」などといった多くのジレンマを抱えている。

●DVはボーダレス

DVには、現行の行政システムではどうしてもカバーしきれない問題がある。

国分寺市女性政策推進室長・牧田幸さんは、こう語る。

「DVにはボーダレスな状況があつて、一区一市一県といった単位で考えていたのでは相談や被害者の現実には追いつけない。国分寺市の女性センターで行っている女性相談には、近隣の府中や小平の市民も相談の電話をかけてきます。逆に、国分寺市からも近隣の女性センターに相談に行っているようなので、それはお互いさまということになっています。相談レベルではそれですませていますが、しかし、シェルターの運営となると、どこが補助金を出すかという問題が出てきますから、少しやっかいです。国分寺市で補助金を出したシェルターに他市の方ばかりが入所しているというのでは、議会の承認を得にくいですから。そこで今、私

たちは、近隣の数市で共同して、シェルターを確保できないだろうかと話合っています」

DVの相談には、相談者のプライバシーが深くかかわっている。また、被害からのがれるために家を出た場合、夫の追跡も当然考えに入れておかなければならない。相談窓口やシェルターが、住んでいる場所にかかわらず、自由に利用できることが望ましいのだ。

婦人相談所の一時保護所や母子生活支援施設は、広域利用が認められるようになってきてはいる。しかし現状は、行政レベルでのシステム化はされていないので、相談所間や相談員間の考えの食い違いが壁となるなど、まだまだスムーズにはいっていない。

●相談員も暴力にさらされている

また、夫の追跡はときに暴力をとまない、その矛先が相談員に向くこともある。そのリスクをいかに回避するかという問

題がある。

北海道立女性相談援助センター判定課
長・高本美明さんは、

「夫からの問い合わせに対しては、組織ぐるみの対応といったものが求められませんが、担当の相談員が一人で矢面に立つのはまずい。夫が窓口に押しつけてきた場合に対応するか、上司や施設長が出るのか、最終的には警察を呼ぶのか、組織として対応を決めておかないと危険です。また、そうやって対応策を練ることで、DVに対する組織全体の共通理解を深めていけば、仕事もやりやすいし、相談者が心ない言葉で傷つけられる二次被害も防げるようになるのではないでしようか」と言う。

相談を受けている組織や関係機関が、DVについての共通の認識をもち、担当相談員をバックアップする体制づくりが欠かせない。

そうはいっても、公的機関は、情報公開等の趨勢もあり、所在地や連絡先等にアクセスしやすいのも事実。先の牧田さ

んは、「行政が、シェルターの建物からなにから全部所有する必要はないと思う。民間のグループに補助金を出すかたのほうで、動きが早いし、秘密も守りやすい」と、言う。

●公的援助が必要な民間シェルター

現在、民間のシェルターは全国で二〇あまり。「必要な方にはできるだけ情報をお伝えしたいが、伝わってほしくない方に情報もれることは絶対避けたい」ので、所在地はもちろん、活動の実態が一般市民には知られていないところも多い。

しかし、どこも年間を通して満杯の状態だという。とくに、夫からの追跡をのがれて各地を転々とした女性、日本人の夫からの暴力に悩む外国人女性、性的虐待の結果妊娠した女の子、息子からの暴力の被害にあった老いた母親など、現在の福祉制度のはざままで苦しむ女性たちを数多く受け入れ、昼夜を問わず支援して

きたのが、こうした民間のシェルターだ。運営上の一番の困難は、安定した財源を確保すること。公的な援助もほとんどなく、少ないスタッフが過重な労働をいられているという現状がある。

いちはやくDVの問題に注目し活動をはじめた民間シェルターには、さまざまな知識や経験の蓄積もある。公的な機関とのスムーズな連携と財政面でのバックアップが望まれている。

●相談員も相談の場がほしい

自分も暴力にさらされるリスクを負いながら、援助の方法をさぐる相談員たちは、ときに相談者とのつきあい方で悩んだり、自分の無力感を感じたりすることがあるという。

例えば、自分のクライアントとどうしても信頼関係が築けなかつたり、逆に頼られすぎたりすることもある。また、どう解決していったらいいのか自分の経験からは見当もつかない困難なケースもあ

る。あるいは、相談員が、家を出たり離婚をするための細々としたアドバイスを与え、準備を整えたあとになって、相談者の心が揺らいでしまうこともある。しばらくシエルターで過ごしたのち、夫のもとへ戻ってしまうケースもあるという。もちろん、相談の場では、相談者自身が決めたことが最優先。しかし、相談員の心もまた揺れる。相談員自身が相談できる場や心のケアをする場として、ケースカンファレンスやスーパーバイズのシステムがほしいという声が多く聞かれる。

*

一九九九年、カナダのバンクーバーで日本総領事は、妻に暴力をふるったとして警察の取り調べを受けたさい、「妻を殴るのは日本の文化」と答えたという。このニュースを日本人の多くはどのような受け取っただろうか。DVへの社会的な対応策をすみやかにすすめるためにも、その根本的な解決のためにも、女性の人権に対する社会全体の意識の底上げが必要とされている。

マギー・ジークラーさんに聞く

——カナダのサポート・システム



私がかかわっているジャスティス・インスティテュートは、カナダのプリティッシュ・ユ・コロンビア州政府によって運営されている教育機関です。

私はそこで、DVや性的虐待の援助者を養成する一五日間のワークショップなどでカウンセリングを教えています。ジャスティス・インスティテュートでは、DVに関するビデオをつくったり、援助者向けのマニュアルを開発したり、会議を企画したりするなど、いろいろなプロジェクトにも取

り組んでいます。

二五年にわたって女性たちが草の根で活動してきた結果、今日ようやくDVや性的虐待に関する支援体制が確立してきました。こういった活動により、例えば、DV被害者のためのシエルターのほとんどが今では政府の資金援助を受けられるようになりました。

また、カナダでは、DVで暴力をふるった側を、警察が逮捕したり訴えたりできるので、女性がDV被害を警察に通報してきただときには、警官とカウンセラーがチームになって対応するという試みも行われています。私もカウンセラーとして、チームに加わることがあります。

しかし、こういった諸々の活動も気をゆるすとすぐにレベルダウンしてしまいます。私たちはつねにDVは公の問題なのだ、声をあげていかなければなりません。

(協力) 財団法人・女性のためのアジア

平和国民基金(アジア女性基金)

TEL 03-3583-9322 03-3583-9346

FAX 03-3583-9321 03-3583-9347

HOME PAGE <http://www.awf.or.jp>

E-MAIL dignity@awf.or.jp